

春日部市勤労者会館条例の一部を改正する条例

春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（開館時間） 第8条 会館の開館時間は、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後9時まで延長することができる。 （施設の使用時間） 第8条の2 会館の使用時間は、午前9時から午後8時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを午前8時30分から午後9時までとすることができる。 （使用料） 第12条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 （使用料の減免） 第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （使用料の還付） 第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） 会館の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。 （2） 使用者の責めに帰することができない理由により会館の施設等を使用することができないとき。 （3） その他市長が特に必要と認めたとき。 （春日部市勤労者会館運営委員会の設置） <u>第15条</u> （略）	（開館時間） 第8条 会館の開館時間は、午前8時30分から<u>午後5時（土曜日にあつては、午後0時15分）</u>までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、午後9時まで延長することができる。 （春日部市勤労者会館運営委員会の設置） <u>第12条</u> （略）

(所掌事務)	(所掌事務)
<u>第16条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
(委員)	(委員)
<u>第17条</u> (略)	<u>第14条</u> (略)
(任期)	(任期)
<u>第18条</u> (略)	<u>第15条</u> (略)
(委員長及び副委員長)	(委員長及び副委員長)
<u>第19条</u> (略)	<u>第16条</u> (略)
(会議)	(会議)
<u>第20条</u> (略)	<u>第17条</u> (略)
(意見聴取等)	(意見聴取等)
<u>第21条</u> (略)	<u>第18条</u> (略)
(庶務)	(庶務)
<u>第22条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第23条</u> (略)	<u>第20条</u> (略)

(4) 附則の次に次の別表を加える。

別表 (第 1 2 条関係)

春日部市勤労者会館使用料

施設の名称	使用区分	使用料 (円)
体育室	午前	1, 9 0 0
	午後	1, 9 0 0
	夜間	1, 9 0 0
	全日	5, 7 0 0
調理室	午前	9 5 0
	午後	9 5 0
	夜間	9 5 0
	全日	2, 8 5 0
講習室	午前	9 5 0
	午後	9 5 0
	夜間	9 5 0
	全日	2, 8 5 0

和室	午前	6 5 0
	午後	6 5 0
	夜間	6 5 0
	全日	1, 9 5 0
茶室	午前	1 0 0
	午後	1 0 0
	夜間	1 0 0
	全日	3 0 0

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時30分から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後8時30分まで、全日とは、午前9時から午後8時30分までをいう。
- 2 第8条の2ただし書の規定による市長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後8時30分から午後9時までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
 - (1) 体育室 310円
 - (2) 調理室 150円
 - (3) 講習室 150円
 - (4) 和室 100円
 - (5) 茶室 10円
- 3 使用区分（全日を除く。）を延長して使用する場合の正午から午後1時30分まで及び午後4時30分から午後5時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
 - (1) 体育室 310円
 - (2) 調理室 150円
 - (3) 講習室 150円
 - (4) 和室 100円
 - (5) 茶室 10円
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合の使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第8条の改正部分は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市勤労者会館条例に規定する施設の使用に係る使用料については、平成19年11月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。